

2026 年度豪州市場向け OTA 活用インバウンド誘客促進事業委託業務 に係る企画提案募集実施要領

この要領は、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）が 2026 年度豪州市場向け OTA 活用インバウンド誘客促進事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

豪州における本県の認知拡大及び誘客を目的に、世界最大級の総合旅行プラットフォームである「Expedia（エクスペディア）」を活用し、現地在住者への効果的なプロモーション及びデジタルマーケティングを実施する。

2 業務内容等

（１）業務名

2026 年度豪州市場向け OTA 活用インバウンド誘客促進事業委託業務

（２）実施期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

（３）業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

（４）委託料の上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定のいずれにも該当しない者であること。
- （２）国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- （３）銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	10 月 5 日（月）	—	—
参加表明書提出期限	10 月 19 日（月）	様式 1, 2	メール
質問書提出期限	10 月 19 日（月）	様式 4	メール
企画提案書提出期限	11 月 6 日（金）	様式 5, 6, 7	メール
参加辞退届提出期限	11 月 6 日（金）	様式 3	メール
審査*	11 月中旬	—	—

※上記スケジュールを変更する場合には、提案者に対して連絡を行う（*を除く）。

※各日において、受付時間は月曜日から金曜日（日本祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、日本時間）とする。

5 応募書類

すべての書類は、電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。提出期限内に受信確認できない書類については、受理しない。

（1）参加表明書の提出

提出期限 2026 年 10 月 19 日（月）午後 5 時まで

以下の書類を電子メール（件名「(豪州 OTA) 参加表明」）により提出すること。

① 参加表明書（様式 1）

・代表者印の押印または代表者の署名を付して提出すること。

② 誓約書（様式 2）

・代表者印の押印または代表者の署名を付して提出すること。

③ 付属書類（様式任意。既存のパンフレット等可）

・会社概要及び事業内容等がわかるもの。

※参加表明書提出後に参加を取り下げの場合は、2026 年 11 月 6 日（金）17 時までに参加辞退届（様式 3・代表者印の押印または代表者の署名が必要）を電子メールにより提出すること。

（2）質問書について

提出期限 2026 年 10 月 19 日（月）午後 5 時まで

質問書（様式 4）を、電子メール（件名「(豪州 OTA) 企画提案募集に関する質問」）により提出すること。

・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

・質問への回答は、上記提出期限から原則 3 営業日以内に回答することとする。

（3）企画提案書の提出

提出期限 2026 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで

以下の書類を電子メール（件名「(豪州 OTA) 企画提案書」）にて提出すること。

① 企画提案書表紙（様式 5）

- ・代表者印の押印または代表者の署名を付して提出すること。

② 企画書（様式任意）

- ・形式：原則1 ファイルにまとめること。
A4 判、長辺左綴じで両面印刷対応可能な形式とする。
表紙には宛名、標題、提出年月日、会社名を記載すること。
図表等 A3 判の印刷でなければ明瞭に印刷できないページは、別ファイルにし、ページが分かるようにファイル名に明記すること。
- ・内容：総括（全体構成、企画コンセプト、PR ポイント等）、業務実施体制、スケジュールを必ず記載すること。

③ 経費見積書（様式任意）

- ・見積りに係る経費内訳を記載すること。
- ・業務ごとの経費が分かるように明記すること。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式6）

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

⑤ 業務実績表（様式7）

- ・委託業務と類似の事業の受注実績（10 件以内・過去 5 年以内の事業に限る。）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務概要を記載すること。

（4）提出方法

電子メール（締切日必着）により提出すること。

（5）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化局 観光交流局 観光振興課（担当：京極）

E-mail：kankoushinkou@pref. ehime. lg. jp

T E L：089-912-2311

（6）留意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- ・契約書の言語は日本語とし、通貨は日本円を使用する。
- ・その他、不慮の世界情勢の理由により、スケジュール等を変更する場合がある。

6 委託先の選定

（1）選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内 容
基本的な考え方	・ 本事業の目的、業務内容を十分に理解しており、KPI の達成が期待できるか。
提案内容の優良性	・ 特設ページについて、豪州市場向けに訴求力のある特設ページが作成できる提案になっているか。 ・ サイト内の記事を読み込み、愛媛県に対する興味関心、来訪意向の向上を図ることができる広告配信設定の提案になっているか。 ・ 効果検証や改善の PDCA を回し、最終的に適切な分析・次年度に向けた改善提案ができる内容になっているか。
業務遂行の安定性	・ 類似業務の実績があり、着実な履行が可能な業務体制について具体的に記載されており、かつ、業務に対する十分な体制がとられているか。 ・ 業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
経済性	・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているとともに、業務目的、内容に即した妥当性のあるものとなっているか。

(3) 審査結果

- ・ 審査対象となったすべての提案者に対し、審査結果を通知する。
- ・ 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において、評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 同一の提案者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・ その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契

約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光振興課（担当：京極）

T E L : 089-912-2311

E-mail : kankoushinkou@pref.ehime.lg.jp